



一般企業の農地所有を認めることができないのはなぜか

武本俊彦
(新潟食料農業大学教授)

時代錯誤の規制緩和

一般企業（株式に譲渡制限を課していない株式会社のこと）の農地所有については、一つには農地所有資格法人の議決権の緩和が議論されている。これは、現行制度では企業の出資比率は2分の1未満とされているのを、経営を支配できるようにするため過半に引き上げることを認めよという主張である。一方、国家戦略特別区域制度の下で一般企業の農地所有が認められている兵庫県養父市^{やぶ}の事例を全国展開すべきだとの議論もある。



これらの主張の根拠は、規制緩和によって意欲と能力のある主体が参入できるようにすれば、農業の活性化が図られ、若者にとっても農業が夢のある産業になるからとのことだ。しかし、本音は安倍政権が唱えていた「グローバル企業が世界で一番事業がしやすい国」に日本をつくり変えることにあるのだろう。

こうした考え方は、英国のサッチャーリズム、米国のレーガノミクスに端を発する新自由主義の考え方に立脚するものであり、人口増加と需要増大の下で生じている供給サイドのボトルネックを規制緩和